

配偶者からの暴力に関する研究の動向

小林 敦子

Research Trends on Violence by Spouses and Live-in Partners

KOBAYASHI Atsuko

Domestic violence against women is a serious, and a global problem that also violates the fundamental human rights of victims. Most prevalence studies on this issue have focused on female populations suffering from violence, whereas a few studies have focused on both male and female victims. There is increasing evidence that violence by an intimate partner has a significant, immediate and long-term impact on mental/physical health, and well-being of victims. This study examined words and definitions denoting violence by current and former intimate partners, regardless of gender.

1. はじめに

「夫婦喧嘩は犬も喰わぬ」という諺が示すように、「夫婦喧嘩は夫婦だけの愛憎のもつれなので、他人は干渉すべきではない。放っておけばひとりでに治まるもの」(守随, 1980) とされてきた。この諺には、たとえ一方的な暴力行為であっても親しい男女の間で行われるのであれば、愛情の存在を推定して社会で容認していこうとする意図が暗に含まれてはいないだろうか。

夫からの度重なる暴力により後に離婚した、当時 30 代の二人の幼児を持つ女性は、首の骨がずれて医療機関を受診した経験を振り返り、著者に次のように語った。

医者に話したけれど、旦那さんもついカッとなっただけで反省しているだろうから広い心で許してやれと言われた。その医者は、本当はいい人なのかもしれないけれども、何が起きているか全く理解しようとしなかった。

夫の妻への暴力が社会で容認されている歴史的背景として、森本 (2005) は「夫が妻を殴打した場合、障害がなければ罰せられず、障害以上の場合は減刑される」「妻が夫を殴打した場合には常に刑が加重される」という、1800 年以降の法律の存在を例示し、夫の妻に対する暴力は最近まで大目に見られていた

ことを指摘する。さらに森本 (2005) は、日本では法律上、政治を「公的領域」、家族を「私的領域」に識別した「公私二元論」に基づき、特に夫や身近なパートナーからの暴力は「私事」として政治的権力が介入できない領域として無視してきた歴史的背景について言及している。本来、暴力は重大な人権侵害であるが、当事者が夫婦関係にある場合、その被害者の救済は十分に行われてこなかったといえる。

日本では、このような状況を鑑みて、2001 年 10 月に配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律 (通称: DV 防止法) が施行された。なお、この法律でいう配偶者とは事実婚の配偶者を含み、夫婦関係を解消したのちに受ける暴力もこの法律の対象となっている。さらに 2013 年の法改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても、法律が準用されることとなった。この法律の整備によって、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制整備が推進されつつある。

このように、配偶者からの暴力が深刻な社会的問題であるという認識の広まりと連動して、行政機関において様々な調査が実施されてきている。また、様々な学問領域においてこの問題が検討され、多くの知見が蓄積されてきている。そこで、本稿では、配偶者からの暴力に関する調査や研究論文について広く概観する。

2. 配偶者からの暴力を示す言葉

社会において何らかの新しい問題を提起する際、問題の所在を端的に示す新しい言葉が必要になる。例えば「セクシュアル・ハラスメント¹」は、その言葉で、何故その行為が問題となるのかを世に知らしめた。同様に、配偶者からの暴力行為についても、「ドメスティック・バイオレンス」という言葉によって表現され、この言葉の流布によって、「夫婦喧嘩」と呼ばれるものの中にも、実際には深刻な暴力行為が含まれている可能性があることが一般的に認知されるようになったといえる。

ところで、「ドメスティック」は「国内」や「家庭内」の意味であるが、この場合は「家庭内」という意味で用いられ、「バイオレンス」は暴力を意味する。したがって、そのままでは家庭内の暴力を示し、親子間の暴力も含んだより広い概念を指し示しており、誤解を招きやすい。例えば、家庭内の「Violence」といった表現では、10代の子供がその親に対して行う暴力や、親がその親に対して行う暴力を含むだろう(Gill, 2004)。実際に、家族の構成員同士の暴力を広く表す言葉として使用している研究もいくつか存在している(e.g., Kazantzis, Flett, Long, MacDonald, & Millar, 2000)。

しかしながら、現在一般的に日本語で「家庭内暴力」といえば親子間の暴力を含んだ家族による暴力を指し、ドメスティック・バイオレンス(DV)といえ配偶者からの暴力を示す場合が多いのではないだろうか²。日本では、内閣府はこのような混乱や誤解を避けるため、ドメスティック・バイオレンスという言葉は正式には用いず、「配偶者からの暴力」という表現を採用している。

¹ 「セクシュアル・ハラスメント」に該当する行為に言葉が付与された1970年代初頭に、社会的公的な問題として認知され、初めて法廷で争われるようになった。「セクシュアル・ハラスメント」は、この言葉が作られる前から長い間存在していたが、就業女性に対する性的な言動を伴う人権侵害という認識はなく、個人同士の諍いとして処理されてきたのである(Fitzgerald, 1990; Hulin, Fitzgerald, & Drasgow, 1996)。

² DVイコール夫婦間の暴力としてイメージされるようになったのは、ここ20年ぐらいのことである(富安・鈴木, 2008)という指摘もある。

最近の研究の動向として、国際的には、夫婦間で発生する暴力の問題を交際している間柄にまで範囲を拡張し検討している論文が多く確認されるようになった。それらはドメスティック・バイオレンスという言葉を用いずに、親密なパートナーからの暴力を意味する Intimate partner violence (IPV) という言葉を用いているものが多い(e.g., Golding, 1999; Tjaden & Thoennes, 1998; Carpenter & Stacks, 2009)。日本においても、夫婦や内縁関係にない、交際相手からの暴力についても関心が向けられるようになり、このような関係性の中で行われる暴力をデートDVと呼び、DVと区別して、その実態調査や予防活動が行われている(佐藤, 2016)。

Howard, Trevillion, & Agnew-Davies (2010) が指摘するように、ドメスティック・バイオレンスという言葉の定義は国際的には統一されていない。その言葉の指し示す範囲は曖昧であり、誤解を招きやすいだろう。日本国内においても、夫婦や内縁関係で行われる暴力を示す言葉としては、「ドメスティック・バイオレンス(DV)」や「配偶者からの暴力」が存在し、必ずしも統一されているとはいえない。

3. 配偶者からの暴力に関する論文の件数の推移

3.1 学術文献データベースによる検索

以上のことから、配偶者からの暴力に関する研究の動向を調べるには、それを指し示している、あるいは含んでいると推測されるいくつかのキーワードにより調査される必要がある。そこで、過去のいくつかの研究を参考に、その問題にかかわる研究と推定される Intimate Partner Violence、Domestic Violence、Family Violence、Battered Wives を検索語として選択し、これらについて存在する限りの古い年代から2015年12月21日時点までに刊行された論文を検索した。検索には、学術文献データベース ProQuest および Science Direct を用いた。

検出された総数は、Table 1 に示すとおり、ProQuest と Science Direct で差があるが、検索語ごとに検出件数を比較すると、Intimate Partner Violence と Domestic Violence が拮抗しており、Family Violence、Battered Wives の件数を大きく上回っていた。

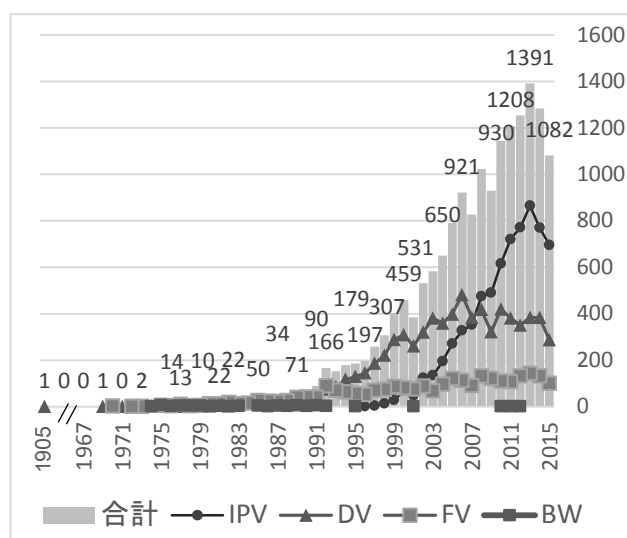


Figure 1. 論文数の推移(ProQuest による文献検索)

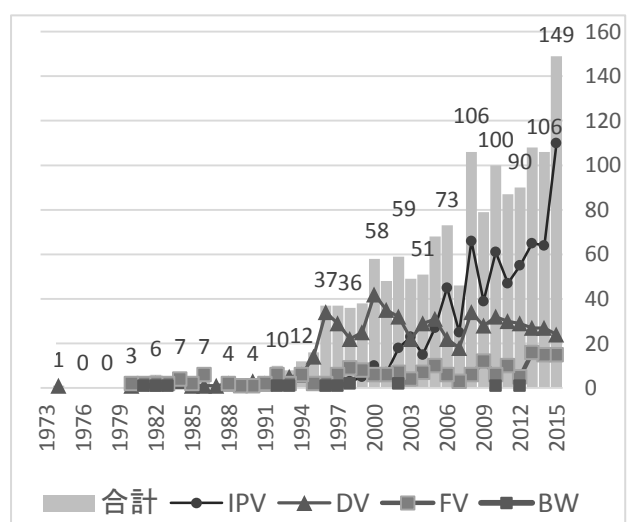


Figure 2. 論文数の推移 (Science Direct による文献検索)

Figure 1、Figure 2 は、論文数の推移を検索語ごとに示したものである。ProQuest、Science Direct とも、Domestic Violence および全体の論文件数は 1990 年辺りから大きく増加しているが、2007、2008 年を境に Intimate Partner Violence の件数が Domestic Violence を上回りはじめ、年代が進むにつれ、その差は大きくなっている。

今回の検索では、「Domestic Violence」という語を表題に冠する最古の論文は、中国語で書かれた法学系の論文 (Qian, 1905) であった。論文の抄録には、

Table 1. 検索語別論文件数 (件)

	IPV	DV	FV	BW	合計
ProQuest	6,972	7,317	2,564	46	16,899
Science Direct	689	618	201	13	1,521

IPV: Intimate partner violence; DV: Domestic violence;
FV: Family violence; BW: Battered wives

ドメスティック・バイオレンスは「世界共通の現象」であり、「最近 30 年で議論が活発になされている」ことが記され、「女性の権利や保護」の問題としてその対策の必要について書かれている。少なくともこの論文の中では、「家庭内」の暴力を示す言葉が、その時既に「女性への」家庭内の暴力を指し示す言葉として用いられていたことがわかる。

なお、次に Domestic Violence を冠する論文が表れたのは、それから 60 年近く経った 1960 年代である。

3.2 分野別にみる配偶者からの暴力に関する調査研究

検出された論文を元に、配偶者からの暴力を対象とした研究を概観すると、それらは特に精神医学、看護学といった医療系の論文に集中していたが、社会福祉学、社会学、心理学、法学、犯罪学などのジャーナルにも多数存在しており、幅広い学問領域にわたっていた。女性への暴力の問題を検討するにあたっては、様々な学問領域を横断しながらそれぞれの知見を収集していく必要があるだろう³。

4. 配偶者からの暴力を示す言葉と定義

配偶者からの暴力の問題は、それぞれの国においては行政や立法上の政策的課題であり、医療や福祉の現場では、被害の発見やケアといった日々直面する仕事上の課題であり、学問においては、法学、社会学、犯罪学、心理学などの幅広い領域における研究対象である。配偶者からの暴力を意味する言葉や定義は、それを扱う主体や目的ごとに存在していることが予想される。そのため、本稿ではいくつかの

³ Tjaden & Thoennes (1998) によれば、女性への暴力が社会的問題であるという認識が広まった 1970 年の初頭から、哲学、文学、社会学の分野の研究者たちが feminist ideology の文脈で様々な研究を行いはじめた。

国や組織における、配偶者からの暴力を示す、或はそれを包含する言葉とその定義について調べた結果を紹介する。

4.1 米国司法省の Domestic violence の定義

米国司法省 (The United States Department of Justice, 2015) では、夫婦間などの親密な関係の中で行われる暴力を「ドメスティック・バイオレンス」という言葉を用いて次のように定義している。

We define domestic violence as a pattern of abusive behavior in any relationship that is used by one partner to gain or maintain power and control over another intimate partner. Domestic violence can be physical, sexual, emotional, economic, or psychological actions or threats of actions that influence another person. This includes any behaviors that intimidate, manipulate, humiliate, isolate, frighten, terrorize, coerce, threaten, blame, hurt, injure, or wound someone.

(邦訳)

ドメスティック・バイオレンスとは、いかなる関係性の中であっても、親密な間柄にある一方がもう片方に対して力を行行使し、支配したりする虐待的行為の一つの形態であると定義される。

相手に対して行使する身体的、性的、感情的、経済的、心理的暴力行為や脅しのような行為もドメスティック・バイオレンスとなりうる。これには、威嚇する、操る、辱める、孤立させる、怖がらせる、怯えさせる、強制する、脅す、責める、心を傷つける、怪我をさせる、外傷を与えるといったいかなる行為も含まれる (邦訳は著者による)。

さらにドメスティック・バイオレンスは、身体的虐待: physical abuse、性的虐待: sexual abuse、感情的虐待: emotional abuse、経済的虐待: economic abuse、心理的虐待: psychological abuse に分類され、それぞれについて定義されている。

なお、この定義では intimate partner といった語を用いることによって、暴力の行為者を婚姻中の相手に限定されないよう、交際相手を含んだより広い意味で用いることができるよう配慮されている。

4.2 日本で主に使用されている定義

日本では、「配偶者からの暴力の防止および被害者

の保護に関する法律」⁴によって、配偶者からの暴力は次のように解説されている (内閣府, 2012)。

配偶者からの身体に対する暴力 (身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。) 又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動 (以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。) をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

4.3 国連における Violence against women の定義

女性への暴力は、家庭内や親しい間柄で発生することが多いため、女性の受ける配偶者からの暴力は、しばしば「女性への暴力」の枠組みの中で包括的に論じられている。

国連の女性の地位委員会 (Commission on the Status of Women) では、女性に対するあらゆる形態の暴力の撤廃に関する宣言 (Declaration on the Elimination of All Forms of Violence against Women) において、女性に対する暴力を次のように定義している。

any act of gender-based violence that results in, or is likely to result in, physical, sexual or psychological harm or suffering to women, including threats of such acts, coercion or arbitrary deprivation of liberty, whether occurring in public or in private life.

(邦訳)

女性に対する身体的、性的、心理的被害、苦痛を与え、あるいはその恐れのある性別に起因したあらゆる行為であり、脅し、強制し、自由を恣に剥奪する行為を含む。それが公の場所で起きているか、私的な空間で起きているかを問わない (邦訳は著者による)。

⁴ なお、交際相手からの暴力 (デート DV) はこの法律の適用外である。

4.4 調査研究で使用する操作的定義

日本におけるドメスティック・バイオレンスの被害女性に関する論文を調べてみたところ、例えば米山 (2005) によると、次のように解説されている。

親密な関係で起こる男性 (夫) から女性 (妻) への暴力のこと。身体的暴力のみならず、精神的暴力や性的暴力を含む。

一方で、女性へのドメスティック・バイオレンスを表題に冠する論文では改めて定義を用いず、その内容を自明のこととして扱っている論文も存在している。(e.g., Kazantzis et al., 2000)。

夫婦間や恋人同士の親密な間柄で発生する暴力を示す言葉として、最近では Intimate partner violence⁵ (IPV) が用いられるようになった (e.g., Coker, Davis, Arias, Desai, Sanderson, Brandt, & Smith, 2002)。IPV を使用した論文の多くは、家庭内で発生する暴力行為の被害の多くが女性に集中している現状を踏まえながらも、その被害の実態を、生物学的性を超えて明らかにしようとしている。たとえば、Coker et al. (2002) によると、IPV の犠牲者は次のように定義される。

IPV victimization was defined as physical, sexual or psychological abuse by an intimate partner (defined as a current or former spouse or a cohabiting intimate partner, regardless gender).

(邦訳)

IPV は、親密な間柄のパートナーからの身体的、性的、心理的虐待であり、現在のあるいは過去の配偶者もしくは親密な間柄の同居人であって、パートナーの性別を問わないと定義される(邦訳は著者による)。

この定義では、同性愛者のカップルへもその範囲を広げており、そのため、男性から女性、女性から男性の他に、男性から男性、女性から女性の 4 つのパターンの IPV が想定されている。

これらの定義を概観すると、一般的には「暴力を振るう」といった場合、身体的暴力を指していると思なされるが、身体的な暴力を「暴力」の概念の中心に据えながら、性的、心理的、経済に関する言動であっても、それが心身の健康を著しく損なわせるような場合には、「暴力」に積極的に組み入れている。

5. 配偶者からの暴力を測定する内容と項目

配偶者からの暴力の実態を調べるためには、単に「脅し」や「強制」といった抽象的な言葉を用いるのではなく、どんな行為が該当するのか、なるべく具体的に示される必要がある。

Johnson (2005) によると、カナダでは 1993 年に女性への暴力に関する本格的な統計調査⁶に取り組み始めた。調査にあたっては、ドメスティック・バイオレンスの言葉の定義は、異なる国や文化はもとより、同じ文化圏であっても多義的であること、また、親密な関係にある者からの暴力は、親密な関係にならぬ者からの暴力よりも特定が幾分難しいことを踏まえ、具体的な内容によって暴力の測定を試みている。

例えば身体的な暴力を測定する項目では、「叩かれる」「怪我をするような物で殴打される」「怪我をするような物を投げつけられる」「銃やナイフを突きつけられて脅される」といった 10 項目が使用されている。

米国の国立司法研究所と疾病予防対策センターが共同で行った Tjaden & Thoennes (1998) による調査では、暴行、レイプ、ストーキングについての女性と男性の被害を調べており、たとえば暴行は、「髪を引っ張る」「銃で脅す」といった具体的な項目を使ってその経験を測定している。また、Coker et al. (2002) は、この調査データの中の Power & Control Scale (Johnson, 1996) から 13 項目を、心理的暴力を測定する尺度として使用している。この尺度は 2 つの下位尺度(「言語的暴力」「力と支配の暴力」)に分かれ、「言語的暴力」には「怒鳴ったり罵ったりする」「人前で馬鹿にするような呼び方をする」、「力と支配の

⁵ IPV という表現も、親密さが 2 人の間で共有されていない場合が指摘され、対象を示す言葉として不十分との意見もある (Howard et al., 2010)。

⁶ Johnson (2005) によると、この調査は女性への暴力といった繊細な倫理的問題に配慮して開発されており、この研究方法は、その後、米国やオーストラリアといった国々で踏襲されている。

暴力」には、「社会不適合者のような気分させる」「友達や家族に会うことを制限しようとする」といった項目を用いて、心理的暴力の内容を具体化している。

日本においては、片岡 (2005) により、女性に対する暴力スクリーニング尺度 (Violence Against Women Screen) が開発されている。この尺度は、女性へのDV被害発見のためのスクリーニングツールとして開発され、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力の項目から成る。身体的暴力は、「あなたのパートナーは、あなたを殴る、蹴るなどの暴力を振るうことがありますか?」、精神的暴力として、「あなたとパートナーの間でもめ事が起こった時、話し合いで解決するのは難しいですか?」が採用されている。

6. 配偶者からの暴力に関する調査研究の視点

6.1 被害の割合

配偶者からの暴力に関する調査におけるもっとも一般的な関心は、暴力がどの程度の割合で発生しているか、また、発生している暴力の種類はどのようなものであるかであろう。

日本の状況を見てみると、直近の内閣府 (2015) の調査結果では、女性の 23.7%、男性の 16.6%が配偶者から何らかの暴力を受けた経験があると回答している。暴力の内容を細かく見ていくと、身体的暴行の経験では、女性の 15.4%、男性の 10.8%、心理的攻撃では、女性の 11.9%、男性の 9.1%、経済的圧迫では、女性の 7.4%、男性の 2.3%、性的強要では、女性の 7.1%、男性の 1.5%が受けていると報告している (内閣府, 2015)。

地方自治体での例として、埼玉県で実施された「平成 27 年度男女共同参画に関する意識・実態調査」の結果では、配偶者等からの暴力 (なぐる、蹴る、暴言・脅迫、性的な行為の強要及び生活費を渡さないなど経済的暴力) の被害について、「経験がある」という女性は約 10 人のうち 3 人 (28.2%)、男性では 14.4%であった。さらに、暴力の被害を経験した女性の 5 人に 1 人 (20.3%) は命の危険を感じたことがあると報告されている。

これらの報告は、日本では婚姻したことのある女性の 3 人に 1 人が何らかの暴力被害を受けていると

いう報告(宮園, 2009)とほぼ一致している。

Tjaden & Thoennes (1998) によると、25%の女性と 8%の男性がパートナーからの暴力を報告していた。

Johnson (2005) は、過去にカナダで実施された女性への暴力に関する大規模な調査、警察統計や殺人に関する統計データなど、多くの統計データを調査した。それによると、16 歳以上のカナダの女性の半数は、少なくとも一つの身体的暴力や性的暴力の体験があること、警察に報告されるパートナーからの暴力に関する被害は近年増えてきていること、しかしそれは、犠牲者が警察に届けやすくなったためと解釈されると述べている。

6.2 行為者と被害者の性別

しばしばドメスティック・バイオレンスは gender based violence と表現される (e.g., Fischbach & Herbert; 1997) ように、性別に起因した暴力と理解されている。特に、女性が被害者となる配偶者や恋人からの暴力は深刻であることが確認されている (Howard et al., 2010; 警察庁, 2012; Coker et al., 2002; 小西, 2001; 石川, 2005) ことから、狭義には夫から妻への暴力を示す。

Tjaden & Thoennes (1998) は、女性へのレイプや身体的暴力の 76.0%はパートナーからの暴力である一方で、男性へのパートナーからのレイプや身体的暴力は 17.9%に留まること、また、女性に対するレイプや身体的暴力の行為者の 93.4%は男性で、男性に対するレイプや身体的暴力の行為者の 85.3%もまた男性であったと報告している。

また、経験する暴力のタイプが男性と女性で大きく異なっていることがしばしば指摘されている。例えば、Coker et al. (2002) では、身体的、性的暴力や、心理的暴力に該当する力と支配による虐待が、男性に比べ女性は有意に高かった。女性が男性よりも被害が少なかったのは、言葉によるいじめのみだった。

多くの調査や研究においては、女性の受ける配偶者からの暴力にフォーカスしているが、男性も被害者となりうることを示されている。そしてその被害は言葉による暴力が多い。男性が親密な間柄で受ける身体的暴力の多くは、女性からではなく男性から受けることが多いという結果が示されている。

6.3 配偶者からの暴力の及ぼす影響

配偶者からの暴力が被害者の心身に及ぼす影響は深刻であることが様々な研究で報告されている。たとえば、Coker et al. (2002) は、米国で実施された大掛かりな IPV 調査 (NVAWS: National Violence Against Women Survey) のデータをもとに、女性の 28.9%、男性の 22.9% が身体的、性的、心理的 IPV のいずれかを経験しており、心理的 IPV は身体的 IPV と同じくらい、男女の被害者ともに心理的・身体的健康に影響を及ぼすことを示した。

Howard et al. (2010) は、ドメスティック・バイオレンスの頻度と介入に関する英語で書かれた論文のレビューを行った。その結果から、ドメスティック・バイオレンスの犠牲者は、慢性的で深刻な、しばしば長期間にわたる精神的な害を被ることを確認した。

Kazantzis et al. (2000) は、ニュージーランドにおける家庭内で行われる身体的暴力に関する調査の結果から、17% の女性が生涯で 1 度は家族からの身体的暴力を受けており、そのうちの 37% が配偶者からの暴力であったと報告している。また、階層的重回帰分析の結果から、暴力の経験が精神的苦痛と身体的疾患の原因となっていると報告している。

また、ドメスティック・バイオレンスは自殺との関連も確認されている。たとえば、Bermna & Brismar (1991) は、スウェーデンで配偶者から虐待を受け、緊急手術室に運び込まれた女性達を 16 年間にわたり調査した結果から、ドメスティック・バイオレンスの犠牲者は自殺を試みる可能性が高いと述べている。

家庭で行われる暴力は、暴力の対象者以外にどのような影響を及ぼすだろうか。これに関しては、いくつかの論文によりその悪影響が確認されている。その多くは母親から子への影響である。たとえば、伊藤・磯邊・植村 (2013) は、「低出生体重児」「死産」に影響を与える要因について文献を調査した結果、母親への暴力の有無が子の出生時の体重と負の関連があることを見出した。また、Jouriles, Brown, McDonald, Rosenfield, & Leahy (2008) は母親の経験するパートナーからの暴力が、未就学児の顕在的記憶テストの得点に負の影響を与えることを確認している。

Carpenter & Stacks (2009) は、両親の IPV に晒される子供の悪影響に関する文献をレビューした。その

結果、特に幼児期の子どもにおける IPV の目撃は、その子どもの発達に様々な影響を与えることが確認された。

山西 (2007) は、暴力の持つ双方向性に着目し、被害経験と加害経験の両方を質問紙に組み込み調査を実施した。その結果、夫から暴力を受けている女性は、その夫に対してモラルハラスメントを行いやすいばかりでなく、子どもや年寄りといった力の弱い家庭内の他の家族に対して、身体的暴力やネグレクトを行う傾向にあることが示された。

以上の結果は、配偶者からの暴力は、被害者の精神的健康、身体的健康に直接的に悪影響を及ぼすことを示している。そしてさらに、その家庭の構成員に対しても間接的に影響力を持つことを示しており、暴力の連鎖を生む可能性が示唆されている。

6.4 文化交差的視点

女性が配偶者から受ける暴力は、あらゆる国や文化を超えた共通の現象である。この種の調査や研究では西欧諸国を対象としたものが目立つが、パキスタン、バングラデシュ、中国、韓国、カンボジア、インドネシア、スリランカ、パプアニューギニア、ウガンダといったアジア、アフリカ、太平洋の国々における報告も確認されている (Choi & Hyun, in press; Fulu, Jewkes, Roselli, Garcia-Moreno, 2013; Haqqi, Faizi, & Haqqi, 2010; Koenig, Lutalo, Zhao, Nalugoda, Wabwire-Mangen, Kiwanuka, Wagman, et al, 2003)。このような調査において、IPV のタイプやその要因は国によって様々であるとする報告 (Fulu et al., 2013) がある一方で、暴力の態様は文化によって様々であっても、その要因は驚くほど酷似しているといった報告も存在している (Fischbach & Herbert, 1997)。そこで、文化交差的視点から、配偶者に対する暴力を扱った研究について整理する。

Alhabib, Nur, & Jones (2010) は、北アメリカにおけるドメスティック・バイオレンスの研究について系統的レビューを行った。その結果、北アメリカで配偶者からの暴力を最も多く受けていたのは、日本の移民女性であり、その 47% が身体的暴力を、78% が精神的暴力を報告していた。同様に、移民女性が配偶者からの暴力の被害者になりやすいという報告は、北アメリカに限らず、他の国においても確認されて

いる (e.g., Coutinho, Almeida, Duarte, Chaves, Nelas, Amaral, 2015 ; Gill, 2004)。

Gill (2004) は、イギリスのインド系移民女性の被害に関して文化的構造的要因の観点から調査を行った。その結果から、宗教的価値観や家父長制を背景に、犠牲者は暴力から逃れられない状況にあると述べている。さらに Gill (2004) は、暴力を振るわれていてもそれが「暴力である」という認識すら持てない場合があることを報告している。たとえば、夫から日常的に見下され、暴力を受けていた Kamal が語った内容は次のとおりであった。

私は、私がドメスティック・バイオレンスの犠牲者とはまったく思っていなかった。今、私はそれに気づき、泣いた。私は本当に知らなかったのだ (p.470)。

同じ移民という立場であっても、文化や宗教的背景が異なれば、暴力の状況やそれに対する反応も異なる可能性があるだろう。例えば、Tjaden & Thoennes (1998) の米国で実施した調査では、アジアや太平洋の諸国の女性があまりレイプや身体的暴力の被害を訴えない一方で、アメリカインディアンとアラスカのネイティブの女性は、レイプや身体的暴力被害を有意に多く報告していたと述べている。

ところで、最も凄惨な配偶者からの暴力のひとつに、インドの女性達が受けている暴力が挙げられる。たとえば、インドには夫の遺体とともに寡婦が焼かれる「サティー」や家族や帰属集団の名誉を汚したと見なされるときにそれを回復するために行われる「名誉殺人 (honour killing) 」(田中, 2012)、ダウリーと呼ばれる花嫁の持参金にまつわる殺人 (Fischbach & Herbert, 1997) が存在している。たとえば、1日に5人の女性が殴られ、蹴られ、酸をかけられ、火を押し付けられ、灯油を掛けられたうえで火を付けられて、ひどいやけどを負ったり、焼死する場合があるが、これらは、「料理中の事故 : kitchen accident」として処理されるという報告がある (幅崎, 2007)。

6.5 配偶者からの暴力の原因と背景

親しい間柄で行われる暴力、とりわけ男性から女性に対して行われる暴力は世界共通の現象であり、その被害は深刻である。そこで、まず、暴力はなぜ

起きるのかといった視点から、主に男性のデータを使用して、男性の加害原因や背景について検討した研究について概観する。

北アメリカの IPV に関する調査によると、行為者のアルコール摂取やドラッグの使用は、いずれも精神的暴力、身体的暴力と結びついていた (Coker et al., 2002)。同様の結果が他の国や文化を対象とした研究においても確認されており、例えば、Fulu et al. (2013) によると、アジアや太平洋の国々の男性においても暴力とアルコール摂取との関連が認められた。さらに Fulu et al. (2013) は、男性の教育の低さ、貧困なども、後の IPV の要因になっていると指摘しており、この知見は、ポルトガルの妊産婦を対象とした Coutinho, Almeida, Duarte, Chaves, Nelas, & Amaral (2015) の調査結果においても確認されている。

日本においても加害者に対する調査が実施されている。例えば、石川 (2005) によれば、年齢の高い男性は低い男性よりも、DV の加害行為を行う頻度が高いことが示された。居住地域による加害経験には有意な差がみられなかったため、都市化現象は暴力の原因や背景とならないことが示された。夫婦の教育歴では、妻の教育歴が夫に比べて長くなるほど、夫は妻に暴力をふるいやすいということが示された。

次に、暴力の被害者となった女性の状況や特性に着目した研究について調べてみた。

女性への暴力を生みそれを許容する環境的要因として、家父長制や女性差別的価値観の存在がしばしば指摘されている (e.g., Gill, 2004; 松下, 2002)。さらに、言葉や文化の壁により、西欧諸国におけるアジア系移民女性は地域社会から孤立しやすいため、家庭内の暴力の犠牲になりやすく、法的に不安定な状態でサポートを受けにくく暴力から逃れることが困難である (Gill, 2004)。北アメリカを対象とした Tjaden & Thoennes (2000) の研究では、アメリカ原住民の女性は白人女性よりも被害に遭いやすいということが確認されている。これらの結果は、社会でより低い地位に置かれていることが暴力の背景として存在していることを示すものである。

暴力がより弱い立場の者に向かうならば、妊娠中の女性もまた、暴力の対象となりやすいことが推測されるだろう。Bessa, Drezwt, Rolim, Abreu (2014) に

よれば、妊娠期間中の女性が夫からの暴力の被害を受けやすいという報告がある。

また、Johnson (2005) は、過去にカナダで実施した調査や統計データをもとに、親密なパートナーからの暴力と殺人について次のように整理している。パートナーからの暴力と関連するものやリスク要因は、被害女性の若さ、コモン・ロー (事実婚) 関係にあること、パートナーである男性のアルコール依存や支配行動などである。また、幼少期に家庭内の暴力を見ていた場合、パートナーからの暴力の犠牲者にも行為者にもなりやすい (Johnson, 2005)。

これらを概観すると、夫から妻への暴力の原因や背景は、あらゆる国や文化で共通していると考えられる。すなわち、社会における男女の支配関係を背景として、男性側のアルコール摂取やドラッグの使用、また、女性の環境要因として社会からの孤立といった状況が、男性の加害行為を誘発し加速させている。

これらの研究は、いずれも加害男性、被害女性についての研究であった。割合としては小さいが、加害女性や被害男性に関する調査についても積み重ねられる必要がある。

7. 日本において今後必要とされる研究の視点

7.1 日本における心理学的・量的研究の蓄積

Alhabib et al. (2010) の調査によると、女性へのドメスティック・バイオレンスに関する研究は、検出された論文全体の 41% を北アメリカを対象とした研究が占めていた。英語で書かれた論文に限定して調査しているため、英米に偏った可能性は否定できないが、日本においてこの種の研究が十分なされているとはいえないことは確かである。

さらに、Alhabib et al. (2010) の結果では、それらの研究の内容の多くは Population studies であり、次に多かったのは primary care、emergency care といった臨床における医療関係の調査研究のようであった。Kazantzis et al. (2000) によれば、論文の多くがドメスティック・バイオレンスを経験し、救済を求めてきた女性のデータを用いていることから、結果の一般化の問題が指摘されている。

日本においても、医療・看護系の論文は多く存在

しているが、多くは既に支援を求めている女性を対象としており、人口構成をベースにした一般的な人を対象とした研究は圧倒的に不足している。暴力の起こる心理的メカニズムや、被害者への心理的影響を検討するためには、現に暴力に関わっている人のデータと、暴力とは無関係な状況にある人のデータとの比較を必要とする。

最も日本においても、一般的な被験者による、交際相手からの暴力(デート DV) に関する研究は近年増加している (e.g. 片岡・園田, 2014; 寺島・宇井・宮前・竹深・松井, 2013)。しかし、いずれも学生を対象とした研究が多く、そこから得られた知見を配偶者や同居中のパートナーに対する暴力にそのまま当てはめることはできないだろう。

7.2 社会・文化的視点からの研究

暴力の定義は文化依存적であるため、暴力の経験を「暴力の犠牲者になったことがあるか」「侮辱されたことがあるか」「性的な辱めを受けたか」といった質問によって測定しようとしたらそれは誤りであり、信頼性と妥当性を確保するためには、具体的な行動指標を用いることが望ましい (Johnson, 2005)。同様なことがセクシュアル・ハラスメント研究においても指摘されている。女性に対する差別的な行いは、しばしばその受け手の女性にとって「差別的」「不快」なものと認識されていない場合がある (小林, 2015)。このため、Magley, Hulin, Fitzgerald, & DeNardo (1999) は、セクシュアル・ハラスメントの経験を測定するために、具体的な経験について回答を求めてセクシュアル・ハラスメントの経験を測定し、さらに最後に「あなたはセクシュアル・ハラスメントを受けた経験がありますか」と尋ね、自身の受けた経験をセクシュアル・ハラスメントと認識しているかどうか測定している。

このように、配偶者からの暴力に関する調査においても、たとえば「ドメスティック・バイオレンスを受けたことがあるか」「暴力を受けたことがあるか」といった質問は、「経験」を「認知」をしているかどうかを問うているため不十分といえる。

しかし、具体的な経験を問うならば、今度は社会的文化的な一定の配慮が必要になると考えられる。たとえば、米国で用いられる項目に「銃を向ける」

などがある (Tjaden & Thoennes, 2000) ように、異なる国の既存の調査項目をそのまま邦訳して用いるのは、法制度や文化の異なる日本での使用にそぐわない場合も考えられる。日本において、既に文化的背景を踏まえたドメスティック・バイオレンスのスクリーニング尺度が開発されているが、さらに配偶者からの暴力に対する一般的な認知と理解を進めていく必要があるだろう。

7.3 配偶者への暴力に対する態度に関する研究

「暴力」の行為者はその行為をしばしば妻に対する必要な躰や罰と認識し、正当なものであると考える (Gill, 2004; 松下, 2002; 米山, 2005)。したがって暴力を抑止するためには、加害者のこのような価値観ないし態度を変える必要がある。このため、加害者に対する更生プログラムでは、女性への暴力を肯定する価値観や信念を変容するといった内容が盛り込まれている (飯野, 2006)。

一方、被害女性もまた、自身の受けた暴力を自らの非が招いたことと考え、自分が暴力の被害者であると自覚することが困難な状況に置かれている (Gill, 2004; 米山, 2005; 小西, 2001)。さらに、被害女性が暴力被害を自覚して周囲に助けを求めても、軽蔑するような態度をとられ (米山, 2005)、なぜ逃げなかったのかと責められ、その責任の一端を担わせられることもある (松下, 2002)。被害女性が配偶者から暴力を受けても、その被害を表沙汰にしたがらないのは、このような周囲の無理解も原因の一つとなっているのではないだろうか。

小林 (2013) は、被害者の発見と救済を妨げる原因の一つとして、配偶者からの暴力に対する周囲の人々の態度に着目した。小林 (2013) は、地方自治体の実施する研修参加者を対象に、研修前後でドメスティック・バイオレンスに対する容認度を測定し、その効果を確認した。

配偶者からの暴力への態度に関する研究は、現在、日本ではあまり実施されていない。社会における配偶者からの暴力を低減するためには、このような視点からの研究も蓄積される必要があり、心理学がそれに寄与する余地が十分にあると考えられる。

7.4 配偶者からの暴力の範囲

配偶者からの暴力を示す言葉はいくつか存在して

いる。それらは多義的であり、誤解を招きやすい。こういった間柄で行われる暴力を対象としているのかは、それぞれの調査や研究の定義に依存する。また、暴力が指し示すものの範囲も幅広い。相対的に軽度な言葉によるいじめから、死に直結する凄惨な暴力まで様々な形態の暴力を同じ言葉で括っているのだろうかという疑問が生じる。この疑問は、様々な暴力を「程度の差」と捉えるか、「質的に異なるもの」と捉えるべきかといった問題に収斂するだろう。

身体的暴力は必ず精神的暴力を伴って発生する (Coker et al., 2002) ことを考えれば、配偶者への暴力は段階的なものと捉えられるべき可能性がある。一方で、軽度な嫌がらせを繰り返す人間は、状況が許せば殺人まで犯す可能性があるのかといった疑問も残るだろう。配偶者へのあらゆる形態の暴力が、程度の差なのか、別個のものとして捉えられるべきかといった問題については、今後検討される必要があるだろう。

引用文献

- Alhabib, S., Nur, U. & Jones, R. (2010). Domestic Violence against women: systematic review of prevalence studies. *Journal of Family Violence*, **25**, 369-382.
- Bergman, B., & Brismar, B. (1991). Suicide attempts by battered wives *Acta Psychiatrica Scandinavica*, **83**, 380-384.
- Bessa, M. M. M., Drezwt, J., Rolim, M., Abreu, L. C. (2014). Violence against women during pregnancy: systematized revision *Reprodução & Climatério* **29**, 71-79.
- Carpenter, G. L., & Stacks, A. M. (2009). Developmental effects of exposure to Intimate Partner Violence in early childhood: A review of the literature. *Children and Youth Services Review*, **31**, 831-839.
- Choi, E. Y., & Hyun, H. J. (in press). A predictive model of domestic violence in multicultural families focusing on perpetrator *Asian Nursing Research*.
- Coker, A. L., Davis, K. E., Arias, I., Desai, S., Sanderson, M., Brandt, H. M., & Smith, P. H. (2002). Physical and mental health effects of intimate partner

- violence for men and women, *American Journal of Preventive Medicine*, **23**, 260-268.
- Coutinho, E., Almeida, F., Duarte, J., Chaves, C., Nelas, P., Amaral, O. (2015). Factors related to domestic violence in pregnant women *Procedia Social and Behavioral Sciences*, **171**, 1280 – 1287.
- Fischbach, R. L., & Herbert, B. (1997). Domestic violence and mental health: correlates and conundrums within and across cultures. *Social Science Medicine*, **45**, 1161-1176.
- Fitzgerald, L.F. (1990). Sexual harassment: The definition and measurement of a construct. In M.A. Paludi (Ed.), *Sexual harassment on college campuses: Abusing the ivory power* (Pp. 25-47). State University of New York Press.
- Fulu, E., Jewkes, R., Roselli, T., & Garcia-Moreno, C. (2013). Prevalence of and factors associated with male perpetration of intimate partner violence: findings from the UN Multi-country Cross-sectional Study on Men and Violence in Asia and the Pacific. *Lancet Glob Health*, **1**, 187–207.
- Gill, A. (2004). Voicing the silent fear: south Asian women's experiences of domestic violence. *The Howard Journal*, **43**, 465-483.
- Golding, J. M. (1999). Intimate partner violence as a risk factor for mental disorders: A meta-analysis. *Journal of Family Violence*, **14**, 99-132.
- 幅崎麻紀子 (2007). 女性に対する暴力の現状と課題 —開発援助機関の取り組み— 独立行政法人国際協力機構・国際協力総合研修所
- Haqqi, S., Faizi, A., & Haqqi, S. (2010) Prevalence of domestic violence and associated depression in married women at a tertiary care hospital in Karachi. *Procedia Social and Behavioral Sciences*, **5**, 1090–1097.
- Howard, L. M., Trevillion, K., & Agnew-Davies, R. (2010). Domestic violence and mental health. *International Review of Psychiatry*, **22**, 525-534.
- Hulin, C. L., Fitzgerald, L. F., & Drasgow, F. (1996). Organizational influences on sexual harassment. In M.S. Stockdale (Ed.), *Sexual harassment in the workplace: Perspectives, frontiers, and response strategies* (Vol. 5: Woman and Work, Pp. 127-150). London: Stage.
- 飯野智子 (2006). ドメスティック・バイオレンス加害者プログラム —導入の取り組みと課題— 実践女子大学人間社会学部紀要, **2**, 91-106.
- 石川義之 (2005). ドメスティック・バイオレンス調査の統計解析[1] —男性調査を中心にして— 大阪樟蔭女子大学人間科学研究紀要, **4**, 105-127.
- 伊藤良子・磯邊厚子・植村小夜子 (2013). 日本における低出生体重児と死産に関する研究の動向とEBM 京都市立看護短期大学紀要, **37**, 89-100.
- Johnson, H. (1996). *Dangerous domains: violence against women in Canada*. Scarborough, Ontario: International Thomas Publishing.
- Johnson, H. (2005). Assessing the prevalence of violence against women in Canada: expert paper. In: *Violence Against Women: A Statistical Overview, Challenges and Gaps in Data Collection and Methodology and Approaches for Overcoming Them: Expert Group Meeting*. Geneva, Switzerland: UN Division for the Advancement of Women in collaboration with Economic Commission for Europe and World Health Organization.
- Jouriles, E. N., Brown, A. S., McDonald, R., Rosenfield, D., & Leahy, M. M. (2008). Intimate partner violence and preschoolers' explicit memory functioning *Journal of Family Psychology*, **22**, 420-428.
- 片岡祥・園田直子 (2014) 恋人への分離不安と愛情及び交際期間が恋人支配行動に及ぼす影響 パーソナリティ研究, **23**, 13-28.
- 片岡弥恵 (2005) 女性に対する暴力スクリーニング尺度の開発 日本看護科学会誌, **25**, 51-60.
- Kazantzis, N., Flett, R. A., Long, N. R., MacDonld, C., & Millar, M. (2000). Domestic Violence, psychological distress, and physical illness among New Zealand women: Result from a community-based study *New Zealand Journal of Psychology*, **29**, 67-73.
- 警察庁 (2012). 平成 23 年の犯罪情勢.
- 小林敦子 (2013). 落語によるドメスティック・バイ

- オレンス防止研修の効果 日本大学大学院総合社会情報研究科紀要, **14**, 107-113.
- 小林敦子 (2015) ジェンダー・ハラスメントに関する心理学的研究—就業女性に期待する「女性らしさ」の弊害— 風間書房.
- Koenig, M. A., Lutalo, T., Zhao, F., Nalugoda, F., Wabwire-Mangen, F., Kiwanuka, N., Wagman, J., Serwadda, D., Wawer, M., & Gray, R. (2003). Domestic violence in rural Uganda: evidence from a community-based study. *Bulletin of the World Health Organization*, **81**, 53-60.
- 小西聖子 (2001). ドメスティック・バイオレンス 白水社.
- Magley, V. J., Hulin, C. L., Fitzgerald, L. F., & DeNardo, M. (1999). Outcomes of self-labeling sexual harassment. *Journal of Applied Psychology*, **84**, 390-402.
- 松下由美子 (2002). なぜ男性は女性に暴力をふるうのか 和歌山県立医科大学看護短期大学部紀要, **5**, 69-77.
- 宮園久栄 (2009). 安全、犯罪と暴力 国立女性教育会館・伊藤陽一 (編) 男女共同参画統計データブック ぎょうせい. Pp. 145-159.
- 森本陽美 (2005). 国家による夫婦間暴力への介入について—憲法的アプローチ— 山村学園短期大学紀要, **16**, 67-83.
- 守随憲治 (監修) (1980). 故事ことわざ事典 新文学書房
- 内閣府 (2012). 男女共同参画関連用語 http://www.gender.go.jp/about_danjo/glossary/glossary.html#ha 2016年5月5日検索
- 内閣府 (2015). 男女間における暴力調査に関する報告書
- Qian, H.Y. (1905). Research for Domestic Violence <http://search.proquest.com/docview/1027898476?accountid=28224> 2016年5月24日閲覧
- 埼玉県「平成27年度男女共同参画に関する意識・実態調査」の調査結果について
- 佐藤静香 (2009). 親密な関係における暴力 大渕憲一 (監修) 紛争・暴力・公正の心理学 北大路書房 Pp. 109-122.
- 田中雅一 (2012). 名誉殺人—現代インドにおける女性への暴力 現代インド研究, **2**, 59-77.
- 寺島瞳・宇井美代子・宮前淳子・竹澤みどり・松井めぐみ (2013). 大学生におけるデート DV の実態の把握—被害者の対処および別れない理由の検討— 筑波大学心理学研究, **45**, 113-120.
- Tjaden, P., & Thoennes, N. (1998). Prevalence, incidence, and consequences of violence against women: Findings from the National Violence Against Women Survey. Research in Brief. Washington, DC: U.S. Department of Justice, National Institute of Justice, and U.S. Department of Health and Human Services, Centers for Disease Control and Prevention, NCJ172837.
- Tjaden, P., & Thoennes, N. (2000). Extent, nature, and consequences of Intimate Partner Violence: Findings from the National Violence Against Women Survey, Research Report. NCJ 181867, Washington, DC: National Institute of Justice/Centers for Disease Control and Prevention.
- 富安俊子・鈴井江三子 (2008). ドメスティック・バイオレンスとデート DV の相違および支援体制の課題 川崎医療福祉学会誌, **18**, 65-74. <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0001/news/page/160330-06.html> 2016年5月22日閲覧
- The United States Department of Justice (2015). *National Domestic Violence Hotline, National Center for Victims of Crime, and Women*. Law.org <https://www.justice.gov/ovw/domestic-violence> 2016年5月4日閲覧
- 山西裕美 (2007). 家庭内の暴力における双方向性についての実証的研究—助成における加害暴力の構造— 九州保健福祉大学研究紀要, **8**, 51-60.
- 米山奈奈子 (2005). DV 被害女性が体験した支援と回復に関する一考察—回復過程における支援の現状と医療機関の役割— 秋田大学医学部保健学科紀要, **13**, 23-33.

(Received: September 30, 2016)

(Issued in internet Edition: November 1, 2016)